

2020年8月 キューバ情勢

【概況】

1 内政

- (1) 新型コロナ後初の外国人観光客の到着
- (2) キューバ・英国企業間の合併会社設立
- (3) 転売及び買い占め等に対する規制強化
- (4) エールフランス航空によるキューバへの物資輸送
- (5) 自営業者の輸出入に関する官報公表
- (6) キューバ国産ワクチンの臨床試験開始

2 外交

- (1) 広島と長崎への原爆投下75周年
- (2) ラムディン・スリナム外務大臣との会談
- (3) 新型コロナウイルス対策に係るオーストラリアからの支援
- (4) ベイルートでの爆発に対する弔意表明
- (5) 国連機関との協力
- (6) キューバ・アルゼンチン二国間政策対話の実施
- (7) 米・キューバ間のプライベートチャーター機停止発表
- (8) 新型コロナウイルス対策に係る中国による支援
- (9) 第5回世界国会議長会議への参加
- (10) イスラエルの対パレスチナ政策終結を要請
- (11) 「核実験反対国際デー」に係る国際会議への出席
- (12) 第4回日本文化週間の開催
- (13) ロドリゲス外務大臣とオマモ・ケニア外務長官の電話会談
- (14) キューバ・北朝鮮外交関係樹立70周年
- (15) 新型コロナウイルス感染症対策のための諸外国へのキューバ人医療団の派遣

3 新型コロナウイルス

- (1) 新型コロナウイルス感染症等(※8月31日23:59時点、保健省発表)
- (2) 感染再拡大に伴う規制再強化
- (3) ハバナ県における新たな規制強化

【本文】

1 内政

（１）新型コロナ後初の外国人観光客の到着

１日、キューバ観光省は新型コロナウイルス後、海外からの初の外国人観光客が到着した旨発信した。同日付プレンサ・ラティーナ紙によると、シエゴ・デ・アビラ県カヨ・ココに所在するハルディネス・デル・レイ国際空港に、新型コロナウイルス後初の外国人観光客がバハマから到着し、観光客は空港にて衛生措置を受け、カヨ・ココのホテル・プルマンに滞在する。

（２）キューバ・英国企業間の合併会社設立

２日付グランマ紙は、ビオ・クーバ・ファルマグループと英国企業 SG Innovations Limited が、新薬の開発とヨーロッパにおけるその普及促進を目的とした合併会社 BioCubaFarma Innovations を設立する旨報じた。BioCubaFarma Innovations の本部は英国に置かれ、SG Innovations Limited 設立者の一人である Lord David Triesman 氏が CEO に就任予定。

（３）転売及び買い占め等に対する規制強化

４日、キューバ政府は、国営放送「メサ・レドンダ」にて、転売、列の順番とり、モノの買い占め等違法な経済活動に対抗するため、各地域にて新たな措置を導入することを決定した。ディアスカネル大統領は、これら違法活動に従事する者の多くは職に就かず、社会や国民に何ら貢献しておらず、国が直面している問題を利用し、国が有する物資への他人のアクセスを阻害しているとして批判した。

（４）エールフランス航空によるキューバへの物資輸送

１５日付グランマ紙は、エールフランス航空がキューバ当局と協力し、様々な地域からキューバへの物資（輸入品含む）を輸送している旨報じた。エールフランス航空キューバ支局長は、複雑な現状において、ハバナへの物資輸送は優先事項である旨述べた。８月１３日までに週１回のペースで計１３０トンの物資が同航空会社によりキューバに輸送されている。

（５）自営業者の輸出入に関する官報公表

１８日付グランマ紙は、自営業者の輸出入に係る新たな規定が官報（８月１７日付）にて公表された旨発表した。本措置は、７月１６日に発表された経済政策の一部。

（６）キューバ国産ワクチンの臨床試験開始

ア １９日、キューバ国立臨床試験機関は、８月２４日から国産ワクチン「ソベラナ (Soberana) 01」の臨床試験の治験者の登録を開始する旨発表した。治験者は１９歳から８０歳までの男女６７６名であり、２０２１年１月１１日に研究を終了し、２月１日に結果をまとめ、２月１５日に発表する予定。

イ ２４日、２段階で実施されるソベラナ臨床試験の第一段階が開始され、１９歳から５９歳の治験者２０名がワクチンの接種を受けた。今回接種された２０名の経過観察を１週間実施し、ワクチンの安全性が確認されれば、国立医薬品医療機器管理センターによる承認の後、６０歳～８０歳の治験者２０名への接種が開始される。なお、第２段階の開始は１０月３０日を予定。

２ 外交

（１）広島と長崎への原爆投下７５周年

６日、ブルーノ・ロドリゲス外務大臣は、広島と長崎への原爆投下７５周年に際し、自身のツイッターで「広島と長崎への犯罪は原爆投下から７５年経っても存在し続けている。１３、４００もの核兵器、そのうち１、８００発は高い警戒態勢状態にある。透明性があり、完全かつ不可逆的な核兵器の廃絶のみが人類の安全を保証する。」旨発信した。

（２）ラムディン・スリナム外務大臣との会談

７日、アルバート・ラムディン・スリナム外務大臣は、イゴール・ゴンサレス駐スリナム・キューバ大使と会談した。会談中、ラムディン外務大臣は、キューバ人医療団の功績を再確認した。双方は、二国間協力に関する更なる方針の必要性について一致した。

（３）新型コロナウイルス対策に係るオーストラリアからの支援

８日、キューバは、オーストラリア・キューバ友好協会から５８百万豪ドルの供与を受けた。この寄付金は、米国の不当な封鎖によりキューバが直面している困難に鑑み、キューバが必要な医療機器を購入できるように同協会が集めたもの。これまで、キューバは、オーストラリア民間企業からも支援を受けている。

（４）ベイルートでの爆発に対する弔意表明

４日のベイルートでの爆発を受け、１０日、リカルド・カブリサス副首相及びロヘリオ・シエラ外務次官は、弔問記帳のために駐キューバ・レバノン大使館を訪問した。訪問に先立ち、ディアスカネル大統領及びロドリゲス外務大臣は、レバノン政府及び国民に対する弔意を表明した。

（５）国連機関との協力

１３日付 Cubadebate は、ハバナにおいて、キューバ政府と国連機関が２０２４年までの持続可能な開発に向けた協力枠組みに署名した旨報じた。キューバ側はロドリゴ・マルミエルカ外国貿易・外国投資大臣、国連機関側はコンスエロ・ビダル国連常駐調整官が署名を行った。同枠組みは、国連機関・基金・計画が、キューバ政府による２０３０年に向けた経済・社会開発計画に沿った形での２０３０アジェンダ及び１７の持続可能な開発目標達成に向けた取り組みへの支援を行うもので、２８０百万米ドル相当の資金が導入される予定。

（６）キューバ・アルゼンチン二国間政策対話の実施

１３日、ビデオ会議にてキューバ・アルゼンチン二国間政策対話が開催された。キューバ側はマルセリーノ・メディーナ外務第一次官、アルゼンチン側はパブロ・テッタマンティ次官が参加した。政策対話では、両国の良好な二国間関係を再確認するとともに、経済・貿易、教育、文化及び協力分野における関係を強化していく意思を再確認した。

（７）米・キューバ間のプライベートチャーター機停止発表

１６日付キューバ外務省ホームページは、米国による米国・キューバ間のプライベートチャーター機停止について概要以下のとおり発表した。

ア ８月１３日、カルロス・フェルナンデス・デ・コシーオ米国総局長は、「キューバへのチャーター便の停止は、キューバ国内及びフロリダ在住双方のキューバ人の家族のつながりへの懸念を弄んでいる」と述べた。同総局長は、外務省のツイッターを通じて、米国による同措置を拒否し、実際の影響はほとんどない旨発信した。

イ 同措置により、許可されたハバナ発着のパブリック・チャーター便、緊急用及び米国の国益にあったプライベートチャーター機を除く、すべての米国・キューバ間のすべてのチャーター便が停止される。米国とキューバ間の行き来は、キューバへの運航許可を有する航空会社による商用便に限られ、かつハバナの発着のみとなる。

（８）新型コロナウイルス対策に係る中国による支援

１６日、クバーナ航空による第６次チャーター便によって、中国から新型コロナウイルス対策用として２３トン分の医薬品及び公衆衛生器具が届いた。ミゲル・ディアスカネル大統領は、自身のツイッターに「新型コロナウイルス対策に向けた供与に対する兄弟国への謝意」を投稿した。カルロス・ペレイラ駐中国大

使によれば、上海から（モスクワに技術的寄港して）ハバナへのチャーター便が4月中旬以降これまで6回飛行したのに加え、これまで30回の商用便による送付で180トン分の寄付を含む支援物資が中国からキューバに届けられている。

（９）第5回世界国会議長会議への参加

19日、エステバン・ラソ人民権力全国議会議長は、列国議会同盟、オーストリア議会及び国連の共催によりオンライン形式で開催された第5回世界国会議長会議に出席した。同会議には150名の議長に加え、立法関係者や専門家、国連の代表等が参加し、公衆衛生、気候及び経済分野において世界中が直面している危機について議論を行った。会議では、平和と持続可能な開発のために多国間主義を擁護すること、2021年にウィーンにて会議を行うこと等を内容とした声明が採択された。

（１０）イスラエルの対パレスチナ政策終結を要請

24日、ロドリゲス外務大臣は、故アラファト議長の生誕日に、イスラエルによる対パレスチナ政策の終結を要請した。同外務大臣は、自身のツイッターにて、アラファト議長が生涯闘い続けた大義への確固たる連帯を示す旨発信した。

（１１）「核実験反対国際デー」に係る国際会議への出席

26日、「核実験反対国際デー」に関する国際会議に、アナ・シルビア・ロドリゲス・アバスカル国連常駐代表代理が出席した。同常駐代表代理は、新型コロナウイルスに世界が直面している中でも、核蓄積の近代化と新しい核兵器の開発に固執していることを指摘し、世界的な危機に立ち向かうために必要な国際協力の障害となっている旨発信した。

（１２）第4回日本文化週間の開催

27日から30日にかけて、サンティアゴ・デ・クーバにて第4回日本文化週間が開催された。日本文化に関する講演や囲碁、俳句、書道のワークショップの他、着物やイラストの展示が行われ、多くの市民が参加した。当館からは、大使のビデオメッセージや日本文化に関するショートビデオを提供した。

（１３）ロドリゲス外務大臣とオマモ・ケニア外務長官の電話会談

28日、ロドリゲス外務大臣は、レイチェル・アウォル・オマモ・ケニア外務長官と電話会談を実施した。会談では、キューバ人医師の誘拐事件及び二国間関係と国際場裏における協力について意見交換を行った。

(14) キューバ・北朝鮮外交関係樹立70周年

29日、キューバ外務省は、北朝鮮との外交関係樹立70周年に際し、概要以下のとおり発表した。

ア 両国にとって、相互協力、国際情勢に関する意見の一致、米国の対キューバ封鎖を一貫して非難する北朝鮮の立場が、両国間の遺産となっている。

イ 朝鮮半島の平和は、同地域のみならず、すべての国にとっての永続的な目標であり、キューバは同目標のために常に取り組んできた。

ウ 2018年11月にはディアスカネル大統領が平壤を訪問した。

(15) 新型コロナウイルス感染症対策のための諸外国へのキューバ人医療団の派遣

キューバ政府の発表によると、8月末時点でのキューバ人医療団の派遣先国は以下のとおり（すでにキューバに帰国している医療団も含む）。これまで累計3772名が38か国に派遣されている。

- ・ 英国領アンギラ
- ・ 仏領マルティニーク
- ・ 英国領バージン諸島
- ・ 英国領モンセラット
- ・ アンティグア・バーブーダ
- ・ グレナダ
- ・ セントルシア
- ・ セントクリストファー・ネービス
- ・ セントビンセント及びグレナディーン諸島
- ・ バルバドス
- ・ ドミニカ
- ・ トリニダード・トバゴ
- ・ ハイチ
- ・ 英国領タークス・カイコス諸島
- ・ ジャマイカ
- ・ ベリーズ
- ・ スリナム
- ・ メキシコ
- ・ ホンジュラス
- ・ ニカラグア
- ・ ベネズエラ
- ・ ペルー

- ・ トーゴ
- ・ 赤道ギニア
- ・ エスワティニ王国
- ・ 南アフリカ
- ・ アンゴラ
- ・ サントメ・プリンシペ
- ・ カーボベルデ
- ・ ケニア
- ・ ギニア共和国
- ・ ギニア・ビサウ
- ・ シエラ・レオネ
- ・ アンドラ
- ・ イタリア
- ・ アゼルバイジャン
- ・ カタール
- ・ クウェート

3 新型コロナウイルス

(1) 新型コロナウイルス感染症等(※8月31日23:59時点、保健省発表)

ア 感染者数累計：4065名

イ 死亡者数：95名

ウ 退院数：3395名

エ 国外搬送者数：2名

オ 入院中：573名(うち、重篤19名、危篤6名)

(2) 感染再拡大に伴う規制再強化

8月7日、政府対策会合において、最近の新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、ハバナ県を7月3日以来の平常への回帰・段階的な規制緩和のフェーズ1から限定的な国内感染段階に戻ることが決定され、8月8日、政府系テレビ番組「メサ・レドンダ」にて、ハバナ県政府関係者が以下の対策を発表した。

- ・ 県内の公共交通機関停止(8月10日から)

- ・ レストラン・バーなどでの店内飲食禁止(持ち帰り、デリバリーは20:00まで)

- ・ ハバナから他県への移動制限

- ・ ハバナ県内のプールや公園などの人が集まる場所の閉鎖

- ・ スーパーの営業は維持

- ・公共の場におけるマスク着用義務、手の消毒等の防疫措置の徹底

（３）ハバナ県における新たな規制強化

２７日、キューバ政府は、国営放送「メサ・レドンダ」にて、ハバナ県の隔離措置（aislamiento）を強化する新たな措置を発表した。同措置は９月１日から開始され、９月１５日の時点で新型コロナウイルスの感染状況に変化がない場合には、上記措置の継続及び新たな措置の追加が検討される。

ア 職場関係

- ・製造及び重要なサービス部門以外は閉鎖又は必要最低限の職員数で運営すること

- ・テレワークの活用を至急促進すること

イ 移動制限

- ・午後７時から翌午前５時までのヒト及び車両の移動禁止
- ・車両（私用車含む）、バイク、その他の交通機関による移動を大幅規制
- ・観光、休暇及びその他の理由による県をまたぐ移動禁止。ハバナ県の出入りを厳に制限。ハバナ県入口に１２の検問所を設置。県を出入りする場合、事前申請と防衛理事会による許可が必要（許可が付与されるのは例外のみ）
- ・１５日間、すべての機関の業務によるハバナ県外への移動を禁止

ウ 商店等

- ・ハバナ県内の市をまたぐ移動をなくすため、移動販売業を制限
- ・外貨ショップを含むスーパーや商店等の営業時間を規制（月曜日から土曜日は午前９時から午後４時まで、日曜日は午前９時から午後１時まで）
- ・ヒトの移動を軽減するため、兌換ペソ（ＣＵＣ）で購入可能な店舗については、居住する市の店舗での購入に制限（身分証の提示が必要）（※外国人は規制対象外）

（了）